



インドネシア: 外資規制を大幅に緩和する大統領規程の制定¹

執筆者: I kang Dharyanto、藤 浩太郎、Made Grazia Valyana Ustriyana

1. はじめに

2021年2月2日、インドネシア大統領により、いわゆる雇用創出オムニバス法(2020年法律第11号)²の施行細則の1つとして、投資に関する新たな規制となる大統領規程2021年第10号(以下「本規程」)が制定され、同年3月4日に施行されました。

本規程により、従前の外資規制に関する大統領規程2016年第44号(いわゆるネガティブリスト)は失効し、インドネシアにおける外資規制が大幅に緩和されることとなります。規制の構造としては、本規程により事業活動が(a)優先業種、(b)中小企業等に留保される業種、(c)条件付き業種、(d)(a)~(c)以外の業種の4つに分類され³、(b)(c)の業種について外国資本による投資が一定の制限を受けます。以下、(a)~(d)の各業種に係る規制等の具体的な内容について説明します。

¹ 本稿の英文版を和訳する際に、分かりやすさの観点から一部表現を調整・補足した部分がある。

² なお、雇用創出オムニバス法の全体像や外資規制以外の改正点については、町田憲昭「インドネシアの雇用創出オムニバス法」(西村あさひのリーガル・アウトLOOK)(<https://judiciary.asahi.com/outlook/2021032600004.html>)を参照されたい。

³ 但し、上記(a)~(d)に該当するもの以外に、雇用創出オムニバス法による改正後の投資法は、商業化できない業種として、以下の6業種を指定しており、これらは、内資・外資いずれによる投資も禁止されている。

- ① 第1種麻薬の栽培・製造
- ② あらゆる形態の賭博・カジノ
- ③ 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約(CITES)の附属書Iに記載されている魚種の捕獲
- ④ 建築材料/石灰/カルシウム、水族館、お土産/アクセサリに使用される自然界のサンゴ・サンゴ礁等の利用・採取
- ⑤ 化学兵器製造
- ⑥ 化学工業及びオゾン層破壊物質工業

また、中央政府により行われる事業活動(国家防衛・安全保障の性質・文脈を有するもの)についても、民間が行うことは禁止されている。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

2. 各業種の具体的な内容

(a) 優先業種

以下の基準に該当する 245 業種が優先業種とされ、優遇税制などの金銭的なインセンティブや、許認可要件の緩和といった非金銭的インセンティブが付与されます。

- 国家戦略プログラム/プロジェクト
- 資本・労働集約型
- 高度技術
- 先駆的産業
- 輸出指向
- 研究開発及びイノベーション指向

例えば、一定の地域の 5 つ星・4 つ星ホテル、自動車産業、石炭ガス化、地熱開発、ニッケル・銅などの鉱石精錬、発電プラント機器の主要部品製造、新エネルギー・再生可能エネルギー等を用いた発電所等の経済的インフラ、データ処理・ホスティングその他これに関連する事業等のデジタル産業、農業・林業用機械産業、紙・段ボールによる包装・箱産業等がこれに該当します。

(b) 中小企業等に留保される業種

(b)の区分はさらに、(i) 協同組合・中小/零細企業(本稿において併せて「**中小企業等**」)に割り当てられる業種と、(ii) 中小企業等との提携が必要な業種に分類されます。

(i) 中小企業等に割り当てられる業種

以下の基準に該当する 51 業種は、(i) 中小企業等に割り当てられる業種とされ、中小企業等のみが行うことが可能です。後述のとおり、外国資本は、原則として、100 億ルピア以上(土地・建物の価値を除く)の投資が必要であり、大企業に分類されることになるため、これに該当する事業活動を行うことはできません。

- 技術を要しない又は単純な技術を用いた事業活動
- 特定の工程による労働集約型、かつ、特別な代々継承された文化遺産的な事業活動
- 事業資本が 100 億ルピア以下(土地・建物の価値を除く)

例えば、理髪店サービス、1 つ星ホテル、小型スーパーマーケットでの小売、25 ヘクタール未満の農地での農業、林業等がこれに該当します。

(ii) 中小企業等との提携が必要な業種

以下の基準に該当する 38 業種は、(ii) 中小企業等との提携が必要な業種とされ、大企業がこれらの事業活動を行うには、中小企業等と提携する必要があります。上記(i)のとおり、外国資本は、大企業に分類されることになるため、この規制に服することになります。

- 通常、中小企業等によって行われる事業活動
- 大企業のサプライチェーンに参入することが奨励される事業活動

例えば、年間伐採面積が 2000 立方メートルを超えない材木伐採業、ブロイラー養鶏業、宅配事業、塩の生産・抽出、電力設備のコンサルティング等がこれに該当します。

(c) 条件付き業種

この区分に該当する業種は 46 あり(従前のネガティブリストと比べて大幅に減少しています。)、外国資本による投資について、出資比率等の一定の条件が付されます。例えば、以下の事業活動がこれに該当します。

- メディア出版業: 設立時は 100%インドネシア資本、その後は(資本市場を通じ)外資比率最大 49%
- 観光事業のための国内海上輸送: 外資比率最大 49%
- 郵便事業: 外資比率最大 49%
- 定期商業航空輸送: 外資比率最大 49%
- 伝統的医薬産業: 100%インドネシア資本

(d) 上記(a)~(c)以外の業種

上記(a)~(c)に該当しない業種は、原則として、外国資本を含む全ての投資家に開放されていると解されます。但し、外国資本による投資に係る最低投資額の要件は維持されており、原則として、100 億ルピア以上(土地・建物の価値を除く)の投資が必要となります。なお、外国資本による投資は、インドネシア国内に住所を有するインドネシア法上の株式会社を通じて行う必要があります。

また、ファイナンス及び銀行業については、別の規制における許認可等が引き続き必要であることが本規程 11 条 2 項においても明示されています。さらに、本規程 13 条では、本規程に抵触しない限り、資本投資を伴う業種に係る法令の規定は引き続き効力を有するとされており、これは、本規程において規制がない業種であっても、別の規制に基づく制限が適用される可能性があることを示しています。例えば、建設業に関して、ネガティブリストに基づく外資規制は本規程により撤廃されましたが(後記の表参照)、建設業法(法律 2017 年第 2 号)に基づく株主要件、すなわち、(同法に定める基準に基づく)大会社にあたるインドネシア資本の建設会社を株主に加える必要があるという要件は、引き続き適用されると考えられます。

3. 本規程の適用除外

本規程に基づく外国資本による投資に関する規制は、次の場合には適用されません。

- 間接的な又は国内資本市場におけるポートフォリオ取引を通じた投資活動
- 経済特区での活動
- 本規程の制定に先立ち承認済みである一定事業分野における投資活動(本規程のほうが有利である場合を除く)
- インドネシアと当該投資家の居住国との間の協定に基づく特別な権利を付与された投資家(本規程のほうが投資家に有利である場合を除く)

さらに、経済特区におけるテクノロジー系スタートアップ企業への投資については、外国資本によるものであっても、100 億ルピア未満(土地・建物の価値を除く)の投資が許容されます。

4. ネガティブリストの変更

上述のとおり、本規程の施行により、従前のネガティブリストは失効し、外資規制の対象とされていた複数の業種について制限がなくなりました。このような業種の例、及び、本規程による変更点については、以下の表をご参照下さい。

業種	KBLI	PR 44/2016(旧ネガティブリスト)に基づく外資規制	本規程に基づく外資規制
公共工事及び住宅部門			
高度技術又は高リスクを伴い、又は工事価格が 500 億ルピアを超える建設業(建設請負業)	00000	外資比率:最大 67% (ASEAN 投資家の場合:最大 70%)	外資制限なし
先進技術又は高リスクを伴い、又は工事価格が 100 億ルピアを超える案件向け建設コンサルタントサービス	00000	外資比率:最大 67% (ASEAN 投資家の場合:最大 70%)	外資制限なし
貿易部門			
製造に関連しないディストリビューター業	00000	外資比率:最大 67%	外資制限なし
郵送・インターネット(E コマース)による小売業者	47911 47912 47913 47914	中小企業との提携の場合のみ外資は可能	外資制限なし
店舗床面積が 1200 平方メートル未満のスーパーマーケット	47111	100%インドネシア資本	外資制限なし
店舗床面積が 400~2000 平方メートルのデパート	47191	外資比率:最大 67%	外資制限なし
倉庫業	52101	外資比率:最大 67%	外資制限なし
運送業			
貨物フォワーディング業	52291	外資比率:最大 67%	外資制限なし
複合運送業	52295	外資比率:最大 49%	外資制限なし
医療関連部門			
病院	86103	外資比率:最大 67% (ASEAN 投資家の場合:最大 70%)	外資制限なし
専門診療所(<i>Klinik Utama</i>)	86109 86202 86203 86901	外資比率:最大 67% (ASEAN 投資家の場合:最大 70%)	外資制限なし
ファイナンス会社			
投資ファイナンス会社	64929 64910	外資比率:最大 85%	外資制限なし
ベンチャーキャピタル	64991	外資比率:最大 85%	外資制限なし
広告部門			
広告業	73100	100%インドネシア資本 (ASEAN 投資家の場合の外資比率:最大 51%)	外資制限なし



[Ikang Dharyanto](#)

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士
i.dharyanto@nishimura.com

2007-2014 年ジャカルタの法律事務所および会社での勤務を経て 2014 年より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所に所属。インドネシアにおける M&A、企業再編、紛争および不動産取引等を専門とする。2006 年ペリタ・ハラパン大学卒業(LL.B.)。2010 年インドネシア弁護士登録、2014 年シンガポール外国法弁護士登録。



ふじ こうたろう
[藤 浩太郎](#)

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士
k.fuji@nishimura.com

2009 年に弁護士登録後、事業再生/倒産案件、M&A 案件および商事紛争案件に中心的に携わる。2018 年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)、2019 年ニューヨーク州弁護士登録、2018-2019 年シアトルの Davis Wright Tremaine 法律事務所に出向。2019 年 10 月よりシンガポール事務所にて勤務し、東南アジア地域(特に、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン)の M&A 案件、倒産・撤退案件、その他の企業法務案件に幅広く従事。

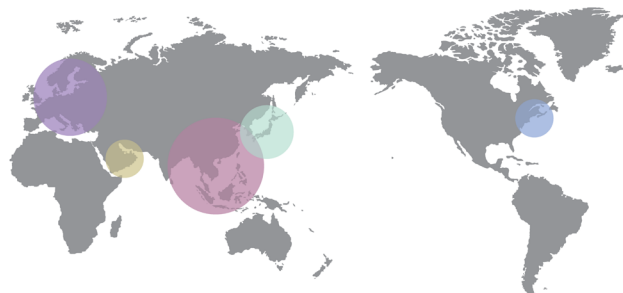


[Made Grazia Valyana Ustriyana](#)

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 アソシエイト インドネシアおよびニューヨーク州弁護士 シンガポール外国法弁護士
g.ustriyana@nishimura.com

2013-2019 年ジャカルタおよびシンガポールの法律事務所において主に M&A 案件に携わる。2019 年より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所に所属。現在は、インドネシアの資産/当事者が関わるクロスボーダー取引や、アジアにおける建設プロジェクト(紛争・非紛争案件いずれも)におけるリーガルサービスを提供している。2013 年インドネシア大学卒業(LL.B.)、2018 年ハーバード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2019 年インドネシア弁護士、ニューヨーク州弁護士およびシンガポール外国法弁護士登録。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 東城聡
木下清太

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。